

## 概要

被災者に発病した「うつ病」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事実の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に〇株式会社（以下「会社」という。）に入社し、〇営業所に配属されたが、平成〇年〇月〇日、自殺した。

請求人は、会社が満足な教育を行うことなく、厳しく業務命令をしたことが自殺の原因であるとして、遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

被災者の自殺の原因が、上司からの叱責等であることは明らかで、業務上の疾病である。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 被災者は、平成〇年〇月頃に、ICD-10「F32 うつ病エピソード」を発病したと認められる。
- (2) 請求人は、入社後における業務の出来事として、被災者は希望外の部署に配属され、これに伴い寮生活となったこと、会社が新入社員の教育に消極的で、満足な指導が行われなかったことを主張している。  
しかし、配属先については、前例から、新入社員の配属先が必ずしも本人の希望を尊重したものとはなっていないことが認められる。  
寮生活となったことにより、実家から引っ越しを行ったことを考慮しても、心理的負荷評価表にあてはめると、「配置転換があった」に該当し、その平均的心理負荷の強度は「Ⅱ」である。  
心理的負荷の強度の修正について検討すると、時間外労働は過重とは認められず、事業場内での協力体制は整っており、過重な責任もなく、配属後の被災者の扱いとして教育環境が不適切であったとは認められないことから、心理的負荷の強度の修正は必要ない。  
したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断した。
- (3) 業務以外の出来事は、調査結果から認められず、不明である。個体側要因については、明るい性格であったようだが、アルコールの多飲が認められる。
- (4) 以上のことから、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至らないことから、被災者に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められないと判断したものである。

### 4 審査官の判断

- (1) 被災者は平成〇年〇月頃、ICD-10「F32 うつ病エピソード」を発病したと判断する。
- (2) 被災者の発病前の6か月の間に、「特別な出来事」に該当する業務による出来事は認められない。
- (3) 新入社員として希望とは異なる職場に配属され、それに伴い社員寮に引越しをしたという出来事（以下「当該出来事」という。）については、「配置転換があった」に類似する出来事に該当すると考えられる。  
当該出来事の心理的負荷は、次のア～ウを評価すると、認定基準に示された心理的負荷の強度が「Ⅱ」に類似する出来事として認められるものの、その総合評価は「中」と判断する。  
ア 会社では新入社員の配属先が必ずしも本人の希望を尊重したものとはなっていない事例が認められること。また、一般的な企業においても、適正な人員配置を行うために、新入社員であることを理由に優遇することはむしろ稀であると考えられること。  
イ 実家以外に生活の拠点を持ったことのない被災者にとって、寮生活は、ある程度精神的な負担がかかるものであったと推測することはできるが、この点について、寮の

管理人は、被災者の寮生活について、特段変わった様子はなかったと述べていること。  
また、新社会人として、学生時代とは異なる環境下に置かれることは、誰しもが経験するものであると言えること。

ウ 研修を経て、配属された〇営業所では被災者に対し、新入社員が担当する図面印刷等の仕事を指示し、質問があれば指導する等、一定の教育を行っていたものと認められること。

(5) 上記の出来事の前後において、月100時間程度の恒常的時間外労働は認められない。

(6) 個体側要因については、明るい性格であったようである。

また、アルコール依存症とまでは言えないが、酒等を好んでいた状況が認められる。

(7) 以上を総合すると、業務による心理的負荷は「中」であり、請求人に発病したとされる精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。